

平成 23 年 3 月
総務省選挙部

平成二十三年東北地方太平洋沖地震に伴う 地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の 臨時特例に関する法律施行令の概要

1 選挙人名簿に関する規定等の取扱いに関する事項

平成二十三年東北地方太平洋沖地震に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律（以下「法」という。）第 1 条の規定により行われる選挙における選挙人名簿の登録は、それぞれの選挙の期日の告示の日（以下「告示日」という。）の前日現在により、告示日の前日に行うものとし、当該登録をした者の氏名等の縦覧は、告示日に行うものとする。

2 署名収集の禁止期間に関する規定の取扱いに関する事項

法第 1 条第 1 項の規定により行われる選挙についての署名収集の禁止の期間は、この政令の施行の日から当該選挙の期日までの間とする。

3 その他

- ・ 同時選挙に関する一部の規定は、法第 4 条の規定による選挙について、法第 1 条第 1 項に規定する指定市町村と当該指定市町村の区域を包括する指定県の議会の議員又は長の選挙が同時に行われる場合には、適用しないものとする。
- ・ その他所要の規定の整備を行う。

4 施行期日

公布の日から施行する。